

令和4年版環境白書

第4章 循環型社会の形成

3. 適正処理の推進

(2) 施設整備の推進

⑤ 産業廃棄物処理施設に対する立入検査等による適正な維持管理を確保

(1) 事業目的

稼働中の産業廃棄物処理施設は維持管理基準等に基づいた適切な管理が求められます。

産業廃棄物処理施設の不適正な管理による生活環境の保全上支障が生じないように稼働中の施設に対する監視・指導等を実施し、施設の適正管理の推進を図ります。

(2) 取組状況

令和3年度は産業廃棄物処理施設への立入検査を51件実施し、必要に応じて指導を行いました。
(松江市内のものを除く)

また、産業廃棄物最終処分場に対する監視の一環として、産業廃棄物最終処分場における放流水等及び地下水の水質の調査を行っています。令和3年度は6施設において放流水・浸透水及び地下水等中の有害物質等を測定した結果、1施設において法令に基づく基準(自らの維持管理計画に定める基準)を超過していました。基準を超過した1施設については、改善指導等を行い、その後の測定では基準値以内であることを確認しています。詳細については、資料編:表1のとおりです。

産業廃棄物焼却施設における排ガス中のダイオキシン類濃度を調査した結果は、全ての産業廃棄物焼却施設について排出基準以内であることを確認しています。詳細については、資料編:表2のとおりです。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 廃棄物対策課	0852-22-6151